

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第4四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一口 当たりの金額、 もしくは最低限 の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
市原市医師会	年会費	30,000	30,000	2/27	母体保護法指定医師の申請に必要であったため	特社	都道府県所管
医療研修推進財団	医師臨床研修マッチング手数料	40,950	-	3/1	-	特財	国所管
岡山県医師会	会費	572,000	18,000	1/4	病院運営において、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
岡山県病院協会	病院機能評価受審予備講習会受講料	30,000	-	2/14	-	特社	都道府県所管
神戸市医師会	会費	162,000	24,000	1/4、3/19	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
堺市医師会	会費	102,900	102,900	1/4	診療業務を実施するに当たり、会員への提供される医療情報が必要であるため。医師間の情報交換のため	特社	都道府県所管
静岡県病院協会	学会参加費	2,000	-	3/22	-	特社	都道府県所管
	研修会参加費	20,000	-	2/27	-		
瀬戸旭医師会	地域医療懇談会会費	200,000	-	2/12	-	特社	都道府県所管
全国自治体病院協議会	平成24年度臨床研修指導医養成講習会参加費	106,000	-	1/15	-	公社	国所管
全日本病院協会	総合評価加算に係る研修会参加費	50,000	-	1/30	-	特社	国所管
	会費	8,000	8,000	2/27	総合評価加算に係る研修会に参加するに当たり会員であることが必要のため。	特社	
日本アイトープ協会	焼却型フィルタ廃棄料	900,816	-	3/29	-	公財	国所管
日本医師会	定期購読料	12,000	-	1/11	-	特社	国所管
日本医療機能評価機構	病院機能評価改善支援セミナー参加費	15,000	-	1/4	-	公財	国所管
	病院機能評価更新審査受審に係る経費	630,000	-	1/10	-		

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第4四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が 定める会費一口 当たりの金額、 もしくは最低限 の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
日本消防設備安全センター	自衛消防業務新規講習受講料	111,000	-	3/21	-	特財	国所管
日本中毒情報センター	年会費	2,000	2,000	3/14	病院運営にあたり、会員に提供される医療の質向上等を目的とした情報が必要であるため。	公財	国所管
	賛助会費	100,000	100,000	2/25	中毒情報及び中毒症例等のデータベースの閲覧が可能となり、中毒110番受信報告(年統計)の情報を収集するなど、質の高い医療の提供を実施するために必要であるため。		
	中毒情報利用料	2,000	-	1/7	-		
日本病院会	北海道ブロック支部会費	10,000	10,000	2/28	病院業務を実施するに当たり、医療連携等の観点から病院会への参加が必要であるため。	特社	国所管
	臨床研修指導医養成講習会参加費	105,000	-	2/25	-		
日本病理学会	北海道支部広域病理診断支援事業協賛金	350,000	-	3/29	-	特社	国所管
日本ボイラ協会	性能検査	152,985	-	1/19、2/1、3/1、2/5、3/25	-	特社	国所管
日本臨床衛生検査技師会	精度保証施設認証制度登録料	200,000	-	3/11、3/27、3/13、3/11 ※複数施設から支出	-	特社	国所管
八戸市医師会	会費	149,400	8,300	3/29	八戸市内の医療機関との連携を深めるため、院長、副院長(2名)分を負担	特社	都道府県所管
浜松医師会	連絡会参加費	3,000	-	1/7	-	特社	都道府県所管
	会費	96,000	96,000	2/22	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。		
ボイラー・クレーン安全協会	第一種圧力容器性能検査料	54,180	-	2/28・3/29	-	公社	国所管
八代市医師会	会費	115,000	35,000	1/8、2/1、3/7	業務を実施するに当たり、会員へ提供される情報が必要であるため院長分支出。	特社	都道府県所管
	熊本県医師会等会費	106,500	21,300	1/8	業務を実施するに当たり、会員へ提供される情報が必要であるため。地域連携の向上及び母体保護法指定医の継続等の理由により院長分、副院長3名分、産婦人科医1名分支出。		
山口県病院協会	研修会参加料	7,000	-	3/8	-	特社	都道府県所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団、財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第4四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、 もしくは最低限 の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。